

12月は「オール東京 滞納STOP強化月間」です



都と市区町村では、「滞納はさせない、放置しない、逃がさない」の共通理念(オール東京滞納STOP宣言)のもと、連携して徴収対策に取り組んでいます。安定した徴収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付け、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、捜索などの滞納処分など、多様な徴収対策を行います。詳しくは納税課☎470・7730へ。

市では期間中、①都と連携した滞納処分②電話催告や夜間・休日窓口実施による納税促進③懸垂幕・ポスターなどの掲示による納税広報を行います。

徴収の現状

市では、市民サービスの財

源の根幹をなす市税の確保に努めています。26年度の市税(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税など)の徴収率は前年度比0.2%増の99.2%となり、滞納繰り越し分を含めた徴収率の順位だけを見ると、多摩26市で6位に位置しています。比較的高い徴収率となった背景には、市民の皆さんの納税へのご理解とご協力があったこと、市が滞納整理に努めたことが表れています。しかし、各税の合計で1億4000万円以上の

納期限内納付にご協力を

納期限内に納付がなかった方には、督促状や催告書の送付、あるいは電話催告を行っています。これらの費用は全て税金から支出しています。納期限内納付をする方が増えれば、これらのコストを削減でき、他の行政サービスを充実させることができます。

また、納期限内に市税などを納めない、年率9.1%の延滞金(納期限から1カ月までは2.8%)を併せて納付する必要があります。お手持ちの納税通知書で納期限内の支払いをお願いします。各税・料ごとの納期限は下表をご覧ください。

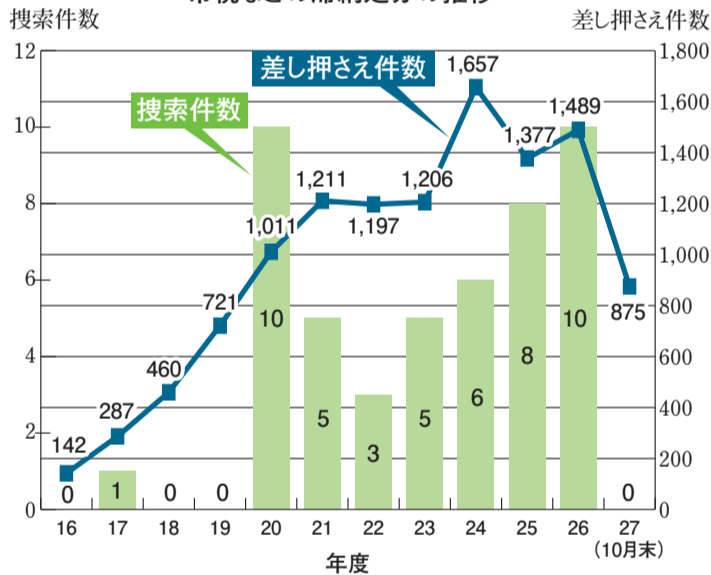
なお、今年度からコンビニエンスストアでも市税などを納付できます。納期限が到来する前の市税などの納付に便利です。ぜひご利用ください。

現年度滞納繰越額(現年度中に徴収できなかった金額)が発生していることから、引き続き改善していく必要があります。

市の取り組み

税金の納め忘れがある方には督促状を送付しますが、それでも納付が無い方には催告書を送付し、さらに預貯金などの財産調査を行っています。同調査の結果、財産が判明した場合は、国税徴収法などに基づき差し押さえを執行しています。また、預貯金などの財産が判明しなかった場合、滞納整理の一環として、「滞納者宅などの捜索(注1)」や「自動車(軽自動車を含む)・自動二輪車のタイヤロック(注2)」を行っています。差し押さえした財産や不動産は公売を行い、滞納市税などに充当しています。

市税などの滞納処分の推移



税徴収法第142条に基づき滞納処分で、徴収吏員が滞納者の自宅などで差し押さえる装置で、国税徴収法第71条第5項に基づき、走行不能とする措置です。

口座振替をご利用ください

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「うっかり税金を納めるのを忘れてしまった」ということがあると思いますが、市税などの未納が累積することです。未納額が高額となり、ますます納付が困難になる場合があります。

口座振替にすると、金融機関などへ行く手間が省けるだけでなく、納め忘れがなくなるなどのメリットがあります。これから納期限が到来する市税などの納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替は次の方法で申し込みができます(各税とも口座振替開始を希望する期別の納期限の前末日までに申し

夜間・休日納税相談窓口の開設

平日に市役所や金融機関に行くのが困難な方や、事情があり納期限内での納付が困難な方を対象に、夜間・休日納税相談窓口を開設します。

【日時】夜間窓口 12月16日(水)、17日(木)、いずれも午後8時まで
【休日窓口】12月19日(土)、20日(日)、いずれも午前9時～午後4時

市税などの納付に困ったらご相談を

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税などの納付が困難な方は、そのままにせず、納税課にご相談ください。電話相談も随時受け付けています。

「多摩六都リレーマラソン2015」

「思いをのせた襷が つなぐ人とまち」を開催します

健康増進や世代を超えた市民の交流、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて5市(東久留米市・小平市・東村山市・清瀬市・西東京市)の気運醸成を図ることを目的としています。

100チームが参加し、どんなドラマを繰り広げるか楽しみです。

※ランナーの募集は終了しました。
【日時】12月23日(祝)午前7時45分に開会式、8時半スタート
※雨天決行・積雪中止。事前に中止を決定した場合は、西東京市体育協会ホームページ(http://nishiokoyamaki.jp/nitokai/hp/)でお知らせします。

【内容】コース1都立小金井公園内園路1周約1.8kmのコースを23周(1周目のみ約1.6km)の合計42.195km
同時開催 東京都パラリンピック体験プログラム「NO LIMIT TSCHALLENGE」を同時開催します。また、5市の特産品などのブースを設置し、販売します。詳しくは生涯学習課スポーツ振興係☎470・7784へ。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

12月28日(月)まで申請してください
申請書の提出期限は12月28日(月)です。申請がお済みでない場合は、早めの申請をお願いします。

支給対象となる可能性のある方には、8月3日に申請書を発送しました。対象になると思われる方で申請書類が届いていない場合は、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンター☎470・7863(土曜・日曜日、お休み)へお問い合わせください。

個人番号(マイナンバー)の通知カードを各世帯へ簡易書留で郵送しています

通知カードがお手元に届きましたら内容を確認の上、大切に保管してください。なお、不在連絡票が届いていた場合は、郵便局で7日間保管されますので、再配達の手続きをするか郵便局で受け取ってください。保管期間が経過した場合は、郵便局から市役所へ返送されますので、改めて市民課から受け取り方法などのお



27年度市税などの納期限一覧

納税区分	納期限	納税区分	納期限	納税区分	納期限
固定資産税・都市計画税	3期(25日)	国民健康保険税	6期(25日)	後期高齢者医療保険料	6期(25日)
市民税・都民税(普通徴収)	-	-	-	-	-
1月	-	7期(1日)	7期(1日)	7期(1日)	7期(1日)
2月	4期(29日)	8期(29日)	8期(29日)	8期(29日)	8期(29日)
3月	-	9期(25日)	9期(25日)	-	-

《今号の主な内容》

- 28年4月から学童保育所費(保育料)を改定します 2面
- 27年度上半期における市の財政状況をお知らせします 4面
- 26年度人事行政の運営などの状況をお知らせします 5面
- 28年度に入学する児童生徒の「家庭へ入学通知書」を送ります 6面